

6 防災担当課等一覧表

令和6年1月1日現在

建築住宅局	建築指導部 建築安全課	建築安全係 (防災担当)	078-595-6561 (直)	中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5階
		建築安全係 (設備担当)	078-595-6563 (直)	
消防局	予防部 査察課	設備指導第1係 設備指導第2係	078-325-8509 (直)	中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 4号館 3階:査察課,危険物保安課 4階:警防課
	予防部 危険物保安課	危険物係	078-325-8515 (直)	
	警防部 警防課	計画係	078-322-5747 (直)	
	東灘消防署 総務査察課	査察係	078-843-0119 (代)	東灘区住吉東町 5-2-1
	灘消防署 総務査察課	査察係	078-882-0119 (代)	灘区神ノ木通 3-6-18
	中央消防署 総務査察課	査察係	078-241-0119 (代)	中央区小野柄通 2-1-19
	兵庫消防署 総務査察課	査察係	078-512-0119 (代)	兵庫区荒田町 1-21-1
	北消防署 総務査察課	査察係	078-591-0119 (代)	北区北五葉 2-1-9
	北消防署 北神分署	査察係	078-981-0119	北区藤原台北町 7-20-1
	長田消防署 総務査察課	査察係	078-578-0119 (代)	長田区北町 3-4-8
	須磨消防署 総務査察課	査察係	078-735-0119 (代)	須磨区中島町 1-1-1
	垂水消防署 総務査察課	査察係	078-786-0119 (代)	垂水区舞多聞東 1-10-30
	西消防署 総務査察課	査察係	078-961-0119 (代)	西区春日台 5-1-10
	水上消防署	査察係	078-302-0119 (代)	中央区港島 3-2-2

7 関係用語

用語	定義
法	建築基準法をいう。
令	建築基準法施行令をいう。
告示	建築基準法に基づく建設省または国土交通省告示をいう。
建築安全条例	神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例をいう。
建築安全条例規則	建築安全条例施行規則をいう。
火災予防条例	神戸市火災予防条例をいう。
火災予防規則	神戸市火災予防規則をいう。
防災計画書	建築安全条例規則第3条に定める防災計画の内容を記載した図書及び添付する図書を合わせたものをいう。
防災計画書初版	防災担当課との事前協議のために作成される防災計画書をいう。
防災計画書訂正版	防災担当課との事前協議が終了した後に作成される防災計画書をいう。
防災計画書最終版	防災担当課が防災計画書訂正版の内容を確認した後に作成される防災計画書をいう。
防災計画書評定版	指定性能評価機関等で評定等を受けた防災計画書をいう。
防災協議	防災計画書初版の提出から防災計画書最終版の提出までに行う協議で、建築安全条例10条第3項に定める協議をいう。
事前協議	防災計画書初版に基づき建築主と防災担当課が行う協議をいう。
防災協議会	事前協議のために市長が開催し建築主、設計者及び防災担当課が出席する会議をいう。
防災担当課	防災計画を作成するに当たり市長及び消防長に代わって協議を行う部署で建築住宅局建築指導部建築安全課、消防局予防部査察課、消防局予防部危険物保安課及び消防局所轄消防署をいう。
審査基準	神戸市確認審査基準をいう。
指導指針	神戸市防災計画指導指針をいう。
技術基準	神戸市消防用設備等技術基準をいう。
主事取扱	神戸市建築主事取扱要領第8版をいう。※1
建築センター指針	新・建築防災計画指針第1版[(財)日本建築センター発行]をいう。

※ 1 令和5年8月制定

(注) ここに記載した用語以外は、関係法令等の定めによる。